

平成21年9月10日（木）

**日程第19 議案第8号 橋本市集会所設置
及び管理条例の一部を改正する
条例について**

○議長（中西峰雄君）日程第19 議案第8号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これは集会所を今回廃止するという事なんですが、説明要旨によりますと地元要望ということでお聞きしておるんですけども、これは集会所がどのような稼働状況であったのか。それで、あまり稼働がないということで廃止に至ったのかなと思うんですけども、まず稼働状況がどうか。それと他の集会所、今回の第2条の表にあります集会所等の稼働状況はいかがで、今後、廃止等、そういったお考えはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今現在、この条例改正を認めていただきました5、9箇所になるわけでございますけれども、各稼働状況につきましては、管理については各地元のほうで自主運営をしていただいております中では、1カ月何回、何十回という話まで把握はしておりませんが、地域地域での集会所でございますので、非常に有効に利用していただいております。維持管理も非常にかかるんだというようなこともいただいております。私のほうでご答弁をさせていただきますけれども、今回の議案になっております集会所につきましては、特に地元要望もございまして、名古屋自治会からの要望で、ぜひとも

文化センターの活用をしていきたいので、駐車場として利用させていただきたいという強い要望がございましたので、今回、設管条例から廃止をさせていただいたと。ご可決いただきました残りの9箇所につきましては、今後、地域へお任せをするということで、地元移管を考えていきたいと。その中で今現在も作業を進めておまして、大きな大改修等を伴う場合につきましては市のほうでさせていただく中で、今後、順次地元へ管理をお願いしたいということで取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）地元の要望ということなので、別にこれに対して構わないと思うんですけども、要は、これは文化センターの駐車場が足りないからということが主な理由なのか、この名古屋の集会所がほとんどもう使われない中で管理費がかさむので、この管理費は、今現在は地元へ移管していきたいということなんですか。今は市で持っておるということでよろしいのでしょうか。その費用がかかるので廃止をしたい、両方の理由なのか、どちらにウエートがあるのかについて教えてください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）費用がかかるから廃止ということではございませんので、その点だけよろしくお願い申し上げたいと思います。私がお答弁していいのか、地元としては、これは宝湯の東側に位置してございまして、そこには健康器具等も入っております。その部分につきましては、今、その場所を別の場所へ移設といいますか、別の場所を使って本来のそういう健康器具を使った体力回復

等々、健康管理も含めまして別の場所で実施したいということの地元要望で今回取り壊しをさせていただきました。そして、その跡地を駐車場にさせていただきたいということでございまして、地元の利活用という面では、この部分に関しましては、地元要望の中では別の場所で一体的に利用したいということで聞いております。そういうことで総務課としましては、この集会所を設管条例から外させていただいて、地元要望に沿った形で駐車場にしたいと。その駐車場を利用しまして、新たな建物、施設のところを利用するに至りまして駐車場が不足しておると聞いておりますので、そういった地元要望ということで今回外させていただいております。ですから、経費が高いからとかいうわけではございません。

○議長(中西峰雄君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第9号 橋本市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(中西峰雄君)日程第20 議案第9号 橋本市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第10号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(中西峰雄君) 日程第21 議案第10号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番(上久保 修君) この新旧対照表も見てお尋ねするんですが、この出産育児一時金が年々拡大して、確かに子どもを産むにあたっての一時金として上がってきておるんですけども、今、ちなみに38万円中の3万円が補償金の部分であって、今回35万円から39万円ということで、実質的には出産育児金としては42万円あって、今、その一部の8割は前倒しで申請があれば支給しているということでしょうか。

○議長(中西峰雄君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(森本健二君) 今、議員おただしの産科医療制度に加入している病院などの場合につきましては、あと3万円がここへ加算されます。それと、現在、原則なんですけども、出産にかかる費用を病院などにお支払いいただき、被保険者の方から申請いただきますと、各医療保険者から出産育児金等を事後払いしています。そこで、お手元に現金がなくても出産ができますように、平成21年10月から出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、原則として各医療保険者から直接病院などに出産育児一時金として支払う仕組みとして改めさせていただいて

おります。出産費用のさっき言いました39万円、その分については、本人がそういうように希望すれば直接病院のほうへ支払いさせていただくということでございます。本人がお金がなくても出産費用はいけるとということでございます。

○議長(中西峰雄君) 21番 上久保君。

○21番(上久保 修君) そしたら確認ですけども、一時の貸与の件がありますね。8割の貸与。最終、清算するんですけども、手帳を発行した時点で8割を先に前借りできますわな。これは42万円からの対象になってというふうに理解したらいいんですね。

○議長(中西峰雄君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(森本健二君) 貸与の件については、申しわけございませんけども、今回このような形で直接支払いさせていただくことでもありますので、本人が自己負担というんですか、持っていなくても払えるということで貸与にはあたらないと思うんですけども。本人がお金がなくても病院のほうで出産していただけると。それ以上の39万円、そこへ3万円足しまして42万円を超える分につきましては自己負担になりますけども、ほとんど橋本圏内でございますらこの金額の中でおさまると聞いております。

○議長(中西峰雄君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第11号 橋本市農業ふれあい公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第22 議案第11号 橋本市農業ふれあい公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）この条例の中で、橋本市民俗資料等展示棟というのを置くところなんですけれども、この農業ふれあい公園、これは新旧対照表を見ると指定管理できるというふうになっているんですが、この展示棟の管理運営はどちらでしていくのか。

また、この展示内容についてなんですが、杉村公園にも郷土資料館があったり、あさもよし歴史館とかがあると思うんですが、それらの展示等についてのすみ分けというのをどのように考えられているのか教えてください。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）まず、指定管理でございますが、これについては管理の主管課は農林振興課でございます。指定管理につきましては、JAが指定管理者として運営していくというところでございます。

それから、いろんな展示施設とのすみ分けでございますが、ここに関しましては、農業公園の中に民俗資料館等を展示いたしまして、古き農具やパネル展示をいたしまして、農業の変遷を知っていただき、また、農業に対する理解を深めていただくために、また、食の安全や安心ということなどについて市民の方々に理解を深めていただくという意味を持ちまして設置したものでございますが、この場所につきましては、やっちゃん広場の横でございますので、これらの方々に見ていただいて、そういう農業についての意識を深めていただくということで考えております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そしたら、確認ですけれども、これは、やっちゃん広場、JAで指定管理ということなんですが、そしたら、この展示棟も含めて指定管理ということになるのかということと、この展示棟は入館料とかを取るのか取らないのか、多分取らないのかなという気もするんですけども、その辺の維持管理にかかる費用というのが指定管理料にどれぐらい上乗せをしていかなければならないというのか、その辺の管理料についての考え方についてお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）指定管理者につきましては、民俗資料展、それからやっちゃん、すべてでございます。全体を指定管理といたします。

それから、この展示棟における料金でございますが、これは無料ということでございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今の件なんですけども、JAにもう指定管理が決定しているというんですけども、これは、まだ指定管理料は全然出ていないのな。もうここまで出てくるということは、無料で取る、そしたら人を何人置かなあかん、それで休みはいつや、朝何時から何時までやと、そういうものも全部計画で出ていると思うんですよ。出ているでしょう。だから、それに出ているんやから、なぜJAにするのかなと。そのぐらいのレベルであれば、私は地域の本当に農業に携わってきたお年寄りの人というか、そういう方がパートでもいいですから、市が任命してでもいいですよ、地域から引っ張ってきてあげたほうが、なぜJAに任さなあかんのか。JAからお金が出ているんですか。建築、これは補助金対象になったと思っています。建築予算何ぼで、どこから補助金が何ぼ来て、市が負担したのが何ぼか、それと二つ。地域の人でもいいのと違うかというのと金額の云々の内訳。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）なぜJAかということでございますが、これにつきましては、いろいろ考え方があると思います。指定管理料については支払ってはおりません。展示棟でございますが、これについては、やっぱり中に入れる資料等、農業器具でございますので、一番取り扱い方とかいろんなことについてJAが一番精通しているということで考えております。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）この農業ふれあい公園につきましては、これは旧の橋本市の平成15年に農協との間で10年間の指定管理の契約を結んでございます。ということで、現在もあの公園一帯、道路から北の三角形の一帯でございますけれども、これが指定管理の中

に入っております。この中で、少しでも農業ふれあい公園らしくする、少しでもグレードアップしていくという中で展示場をつけたわけでございますが、これにつきまして、公園の中の一部でございます。そういうことで、現在指定管理をしていますJAと指定管理の変更を、事情変更でございますので協議を行いました。そういう中で、JAとしましては、指定管理をあえて契約条項を変えずにでもやっていってあげようということで協議が整ってございます。そういうことで、今回JAの指定管理の現在の管理の範囲内でそれも一緒に管理していただくと考えてございます。

そして、その費用負担でございますけれども、中の展示物につきましてはガラスとかにおさめてございませぬので、盗難とかがあった場合につきましては責任持てませぬよと、毎日確認に行きますけれども、盗難しないように鎖なんかをつけてくださいよということとか、細かいことまで取り決めをしているところでございます。

それと、この事業費の関係でございますけれども、全体で約2,000万円ほどだったと思います。そのうちの1,200万円だったか、細かい数字を担当のほうから。

○議長（中西峰雄君）企画経営室長。

○企画経営室長（野上義己君）民俗資料等展示棟の建設工事費につきましては、トイレ等を含めまして1,602万8,250円です。

以上です。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）10番、答弁もれ指摘願います。

○10番（平林崇行君）再々答弁もれを指摘するで。だから、その1,600万円を言うてくれたんやったら、どこから何ぼ来て市の負担が何ぼやというのを質問したんや。その答弁。

○議長（中西峰雄君）企画経営室長。

○企画経営室長（野上義己君）大変失礼しました。収入の内訳ですけれども、宝くじ助成金が1,050万円、それとあと市費でもって552万8,250円です。

以上です。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）経済部長、先ほど農業に精通しているから、JAやから全部農業に精通しているという考えでおるみたいやけども、民俗資料館、これは今最新の農器具を展示するんかい。考えによったら、僕が間違うとるんやったらごめんね。やっぱり昔から使ってきた40年、50年前の古いような民俗やから、そういうのもするのには、農協でおる人がみんなそれを使った人ばかりなんかいと。だから、答弁でも何か農協やったら全部できるような物の言い方、考え方をしているけど、それはただでやってもらさかい、私はそこまで要求せんでも、しっかりと展示物をちゃんと確保してもうて、安全に見ていただいて云々の中でぐらいの話でええのに、そこまで飛躍して、そしたら、私たちが行って、あそこへ行ったら何でも教えてくれるでと、農協で精通した人がおるでというて説明を求めたときに何もよう答えなんたらどうすんよ。悪いけど、そんなええかげんなことを指定管理の中でずっと全部言うてきているから、今までのことがおかしくなってくるんよ。もう少し今の答弁を、ほんまにそういう確信があつて言うとするのやったら構へんよ。本当に農協の中でそういう農機具ばかり使って、毎日、田をすくのには牛を使ってすいたような機械もあつてというんやったらわかるけど、どない常識から考えても、そんな方を置いてもらえらるとはおれは思えへんので、もう少しその辺の、あいまいなことを言わんと、ちゃんと管理してもらっただけをしっかりとお願いします

ぐらいで私はええと思うんやけども、私の言うことが間違うとするのやったらええけど、それをはっきりだけしといて。あまりにも飛躍し過ぎているから。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）私の答弁が誤解を招いたということで誠に申しわけございません。先ほど企画部長のほうからありましたように、しっかりと管理していただける団体だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この議案第11号の、条例の一部を改正するという事なんですが、第4条の中でも広場を公園にということなんですけども、公園に名前を変えるだけじゃなしに、広場から公園というのはいろいろと条件的に、法的なこととか、そういうようなことを考えられて公園にされたのか、単に名前を公園だけに変えたのか、そこら辺が僕はよく見えないので、実際は公園といたらだいたい緑とかそんなんがあるでしょう。緑がないところの公園があるかもしれませんけども、公園の位置指定をしたということは、それらのものがすべてクリアしてのお話なのかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）広場から公園と、これは字句の整理もあるわけでございますけど、この農業ふれあい公園の位置づけでございますけれども、これは都市公園法に基づく公園ではございません。そういうことじゃなしに、これは県ともいろいろ協議した結果でございますけれども、いわゆる条例で縛った公園ということと、この条例が唯一の公園を位置づける条例ということで考えていただいたら結構かと思っております。ということで、都市公園による規制もかかりませんが、いわ

ゆる市の条例に基づく公園ということで位置づけさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）今の説明はわかりません。だから、別に広場でもいいのと違いますの。何でかという。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今言いましたように、やっちゃん広場の部分と公園の部分の境というのがあいまいでございましたので、すべて語句を統一して公園ということにさせていただきます。全体が公園区域ということで指定しておりますので、字句の整理という形で解釈していただいたら結構かと思えます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。
12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）この際ですので、きちっとやっちゃんの問題も含めてお尋ねしたいんですけども、JAに指定管理をしているということで、無料ということなんですけども、そしたら、今後、この民俗資料等展示棟をつくった場合、当初は1,600万円強でいけるということなんですけども、トイレなんかをつくりますと、いろいろ管理の費用がかかってくると思うんですけども、今後そういうランニングコストがどのぐらいかかってくるのかということと、この際、そのやっちゃん、15年から10年契約で指定管理を結んでおるということなんですけども、その状況を把握できていない議員はたくさんおると思うんですよ。実際あそこは市の土地やと思うんですけども、市にとってどういう状況というか、やっちゃん広場がかなり売り上げも上がってきておる中で、市に収益があるのかどうかかね。そうでないと、市の土地なので、ただ単に農業振興といいますかJAのために提供しておるというのも、これも若干おかしいかなと思うので、市にプラスアルファがあるんやという

ことがきちっと出てこない、無料で管理してもらおうというのも、これもまたおかしな話なので、その辺も含めて、対やっちゃんに対しての中身といいますか、その辺を詳しく再度お教え願いたいんですけど。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）やっちゃん広場ということで、中にJAの販売施設もございませぬ。ということで、JAも販売の中である程度利益を上げているということもしている中で、この指定管理の協定の中で、農業振興のための寄附金という形で毎年納めてもらっています。その利益の一部を市のほうへ納めていただいているような形になってございます。

それと、今回つくりました展示場、トイレにつきましては、電気代、それから水道代、下水道代という形で恒常的な費用がかかるわけでございます。それにつきましても、電気は別メーター、水道も別というより子メーターをつけて計上できるようにしてございませぬけれども、それも含めてJAのほうは今現行の指定管理の範囲でやっていいですよという回答を得ています。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）そしたら、かからないということですね。JAは無料で指定管理を受けて、そういう経費もすべてJAが払っていただけると。これができれば、やっちゃん広場を利用する方もどんどん使われるということなので、当然一部負担だけかなと思ったんですけど、全面的に負担していただけるといことで、それはありがたいんですけども、農業振興の寄附の問題で、どれぐらいの金額で、とりあえずあそこをやりたいからということで、当初だけで、ぱんと寄附金をもうておるのか、ずっと営業されておって収益が上がってきておるので、毎年決まった率の賃料みたいなものが入ってきておるのか、その辺

を詳しく明確にしてもらわんと、振興の寄附はもらっておるけど金額は何ぼやと言うてくられていませんし、その辺をきちっと答弁をいただきたいんですが。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）振興の寄附金は毎年いただいております、額は300万円でございます。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）ここで、やっちゃん広場を公園と改めるとあるんですけども、これはよく聞かれるんですけど、やっちゃん広場で橋本市の活性化のためにつながっております、別にそれについては私は異議はないんですが、ただ、解釈といたしまして、指定管理を受けたら、スーパーマーケットとやっちゃん広場とどない違うんよと、それで農業振興という目的やったら、農業振興に値するものはつくってもいいけども、海産物やらほかのものは農業じゃないんじゃないかとか、そういう意見をよく聞くので、市の解釈としたら、あそこは指定管理で直売所という感覚やと思うんですけど、その辺をどのように考えているのか。まあ言うたら、指定管理を受けて、スーパーマーケットみたいに農業中心にほかのものをばっと売ってもええのかどうかと言われたときに答えようがないので、その辺の解釈をお聞かせください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）都市公園のほうも適用にはならないということで、市としましては、農業ふれあい公園ということで、ああいう形も認めた中でやっているわけでございます。ということで、見方もあろうかと思えますけど、農業ふれあい公園の中の一部の量販施設ということで考えてございます。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）もうちょっとはっきり

教えてほしいんですけど、要は、別に何を売っても構へん、スーパーマーケットみたいなことをしても構へんのやという指定管理者との契約になっているのかいないのか。そして、どういう条件で、契約を結んでおるわけでしょう、指定管理者制度ということは。その辺の解釈を教えてください。別に何を売ってもええんよとやっておると市が言うんやったら、何を売ってもええと言うとと僕らは市民に言うし。そやから、その辺の契約上のところを教えてくださいたいんですわ。明確によろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午後2時39分 休憩）

（午後2時57分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました、平成20年度決算審査特別委員会委員長に平林崇行君、副委員長に楠本知子君が選出されました。

以上で報告を終わります。

日程に従い、議案審議を行います。

先ほどの11番 岩田君の質疑に対する答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）平成15年ということで、かなり古い話なので、経過から説明させていただきます。

この土地につきましては、当初は紀の川の河川敷ということで国交省の土地になってございました。それが地元の多数の方の力の中で、要望を市も行ったわけですけども、県の河川課におりまして、それから市のほうにおりた経過がございます。ということで、市に入った中でも、どういうふうにご利用していくかということがございました。市に入った条

件の中で、10年間につきましては公園として利用すること、公共施設ということで公園として利用してくださいという条件がついてございます。そういうことで、平成13年頃から活用方法を考えていたわけでございますけれども、ちょうどJAのほうで、めっけもん広場が14年頃でしたか、ある中で、JAというよりも生産者の団体でございますので、そういう形のものを紀北川上JAのほうも考えたいということがございました。そういうことで、場所については農免のほうとか、ほかのところもあったわけでございますけれども、そこへ土地利用していくという形で市のほうも誘致したような状況でございます。そういうことで、ふれあい公園を設置して、ああいう量販の設備を置くわけでございますけれども、その条件の中で、一点としまして、生産者を保護するというので、生産者育成のための販売施設になっている、それから地産地消といいますか、生産者の顔の見える作物等を販売するというので、いろんな協議の中で、そういうことを中心とした協定を結んでございます。そういうことで、何でも売れるかということではございません。そういうことの目的に基づいたものを売っていくということで、それが住民に利益がある、マイナスの部分もあるかと思っておりますけれども、農業生産者にしろ消費者にしろ利益があるということで、そういうものを決めていった経緯がございます。ということで、何を売ってもええんかということではございません。JAに任すように聞こえますけれども、一種のファーマーズマーケットでございまして、JAが音頭を取っているという形の中で生産者と消費者中心の施設ということで位置づけている中で、現在、運営をやっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）一個だけ確認で聞きたいんですけど、これは仮に払い下げた場合というのは、税金の収入というのはいくらほどになるんですかね。もし仮にですけど、指定管理者制度をしていますので、その辺は難しいとは思いますが、平米合わせていくらかいというのはわかりませんか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）国からの無償払い下げの中で個人には払い下げないということになってございます。市のほうで活用してくださいということが条件になってございます。当面10年間については公園でしてくださいということになってますし、あと、評価額が何ぼかというのは出してございませんので、数値についてはいくらになるのかわかりません。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市農業ふれあい公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第23 議案第12号 橋本市再開発住宅
設置及び管理条例の一部を改正
する条例について**

○議長(中西峰雄君) 日程第23 議案第12号 橋本市再開発住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)お尋ねします。簡潔に、改正理由と現在の実態がどうなっているのか、この点伺います。

○議長(中西峰雄君)建設部長。

○建設部長(樽井豪男君) 条例改正の理由につきまして、公営住宅における暴力団排除につきまして、国のほうから準拠してそれを盛り込みなさいという規定でございます。その中で、公営住宅等につきましては、以前そういったことを盛り込ませていただきましたが、この再開発住宅につきましては、その旨をまだ盛り込んでいなかったもので、今回、暴力団の排除という形の中で条例改正のほうで出しております。

実態の調査というのは、そういう暴力団関係ではございませんね。

〔「いや、そういうことです」と呼ぶ者あり〕

○建設部長(樽井豪男君) 今の段階ではそういった方は入っておりません。

○議長(中西峰雄君) ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) 第28条の第8項が問題あると思います。第28条の本文は、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居代表者に対し再開発住宅の明け渡しを請求することができる。これと7番までは、こういう市長の裁量でできると、しなくてもよいと、どちらか市長は選べるという規定なんですけども、第8項においては、入居者が暴力団員であることが判明したとき、これを市長の裁量規定としてできると、しなくてもよいと、こういう裁量権を認めたときには、仮にしないときには隣人等が平穏な生活を守ってもらえない、また一般の遵法精神に悪影響を与えると。市の住宅に暴力団が入っているのに市は何もしないぞと、こういう市民の意識が出てきたら、遵法精神に悪影響を与える、また市当局に対する不信感が出てくる。さらに市長の立場にあれば、市長は、これはできると、任意規定だからちょっと待ってくれよと暴力団に言われたときに、なかなか市長も大変だと、また、その執行に当たる職員も大変だと。ところが、明け渡しを請求しなければならぬと、これを義務規定にすれば、条例でこうなっているから出してもらわなしゃあないんやというて暴力団に話をつけやすい。そういうことを勘案しましたら、ただし書きで「ただし、第8項については明け渡しを請求しなければならない」と、こういう規定を入れたほうが、先ほどの暴力団排除を強調するという制度の趣旨に合致すると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(中西峰雄君)建設部長。

○建設部長(樽井豪男君) まず、この暴力団員であるかということにつきまして、入居等の場合とかがありましたときには警察との協定書を結んでおります。その中で問い合わせ等をしまして調べる方法というのが一点ございます。ただし、この第8番目の判明したと

きというのが、することができるという形にするのかというおたがしでございますが、今現在、この改正条例につきましても、市のそういうところで議論をもんでいただきまして、こういう形で提出させていただいておる次第でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）こういう理由でと、それは私の今言うたのが説得力がない、妥当性がないという話ですよね。どういう面で妥当性がないかということとを全然問いに答えてくれないので、これで1回損したということで、次に質問できないじゃないですか。答弁もれでいかせてください。お願いします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君、答弁もれを指摘してください。

○4番（松浦健次君）私の疑問に答えていませんので、答えてください。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午後3時10分 休憩）

（午後3時44分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 松浦君の質疑に対する答弁を求めます。

建設部長。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）先ほどのご質問にお答えいたします。

松浦議員のご意見を十分に尊重いたしまして早急に対処していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市再開発住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。